

かすみがうら市地域防災計画の変更について

【変更する主な内容】

※数字は改定表ページ、() 内は地域防災計画ページ

1. 共通事項

○市組織改編による部署名の変更

2 (2-43)、3 (2-44)、4 (2-46)、10 (3-28)、11 (3-29)、12 (3-31)

2. 風水害対策

参考資料 1、参考資料 2

○動員計画 職員動員体制の基準の見直し

1 (1-2)、5 (2-47)

避難勧告等の発令に係る基準（具体的な数値や危険度分布）の明確化に伴い、職員動員体制の基準を見直しするもの。

○水防計画 防災行動計画（霞ヶ浦・恋瀬川）タイムラインに記載する避難勧告等の避難情報に「警戒レベル」を追記

6 (2-65)、7 (2-66)

- ・避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始
- ・避難勧告、避難指示（緊急） ⇒ 警戒レベル 4 避難勧告、避難指示（緊急）
- ・災害発生情報 ⇒ 警戒レベル 5 災害発生情報

○避難計画 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準の見直し

8 (2-72、2-73)

国ガイドラインを基本としつつ、県の「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」を踏まえ、避難勧告等の発令に係る発令基準をできるだけ具体的な数値や危険度分布を用いた発令基準に見直しを行ったもの。

○指定避難所の収容能力の修正

9 (2-77)

県の指定避難所の状況確認調査（立地、住環境）より、当市の指定避難所を再調査したところ、その収容面積及び収容人員に修正が生じるもの。

3. 震災対策

○指定避難所の収容能力の修正

13 (3-46)

県の指定避難所等の総点検（立地、住環境）により、当市の指定避難所を再調査したところ、その収容面積及び収容人員に修正が生じるもの。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第1編 総則 (P1-2)

かすみがうら市議会総務委員会資料

令和元年 11 月 18 日 総務部総務課

[配備基準 (1/4)]

体制区分 ()内は武力攻撃事 態	配備基準			災害対策本部等の 設置
	風水害	地震災害	武力攻撃事態等	
連絡配備 (担当課室体制)	①大雨(大雪)、洪水注意 報のいずれかが発表さ れたとき ②そのほか気象状況によ り、市長が必要と認め たとき	①市域で震度4を記録 したとき ②東海地震の観測情報 が発表されたとき ③そのほか、市長が必 要と認めたとき	武力攻撃事態等(緊急対 処事態)の認定に繋がる 可能性のある事案等に 関する情報を入手し、情 報収集等の初動対応を 行う必要があるとき	
警戒体制 第1	①大雨(大雪)、洪水、暴 風警報のいずれかが発 表されたとき <u>②大雨警報(土砂災害) が発表され、かつ、土 砂災害に関するメッ シュ情報で「実況または 予報で大雨警報の土壌 雨量指数基準に到達」 のとき</u> ③そのほか気象状況によ り、市長が必要と認め たとき	①市域で震度5弱を記 録したとき ②そのほか、市長が必 要と認めたとき		必要に応じて 災害警戒本部 を設置
警戒体制 第2 (緊急事態 連絡室体制)	①大雨(大雪)、暴風特 別警報のいずれかが発 表されたとき又は局所 的災害が発生し、なお 災害が拡大するおそれ があるとき <u>②土砂災害警戒情報があ ったとき</u> <u>③土砂災害に関するメッ シュ情報で「予想で土 砂災害警戒情報の基準 に到達」のとき</u> ④そのほか災害の規模等 の状況により、市長が 必要と認めたとき	①市域で震度5強を記 録したとき ②東海地震注意情報が 発表されたとき ③そのほか災害の規模 等の状況により、市 長が必要と認めたと き	市内や近隣市町村にお いて大規模テロや武力 攻撃事態等の認定に繋 がる事案が発生し、所要 の対処措置を実施する 必要があるとき	災害警戒本部 (緊急事態連絡室) を設置
非常体制 (市国民保護 対策本部体制)	広域な地域にわたって大 規模な災害が発生したと き、又は市長が必要と認 めたとき	①市域で震度6弱以上 の地震が発生したと き、又は大規模な被 害が発生し総合的な 対策を必要とする とき ②東海地震の警戒宣言 が発表されたとき ③そのほか災害の規模 等の状況により、市 長が必要と認めたと き	市国民保護対策本部の 設置について県の指定 があったとき	災害対策本部 (国民保護対策本 部)を設置

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編 風水害対策第2章 災害応急対策計画第1節 組織計画 (P2-43)

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室 監査委員事務局	総務課 政策経営課 情報広報課 <u>地域未来投資推進課</u> 監査委員事務局	1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康づくり増進課	1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	市民部	生活環境課	1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 政策経営課 (部外組織含む)	1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること (義援物資を含む) 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	総務部 市民部	税務課 納税課 国保年金課 市民課 市民協働課	1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 要配慮者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 8. 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 9. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 10. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 11. 救助物資資材等の輸送に関すること 12. り災者の医薬救護に関すること 13. 災害ボランティアに関すること 14. 避難所の開設及び運営管理に関すること

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編 風水害対策第2章 災害応急対策計画第1節 組織計画 (P2-44)

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び 災害時教育 対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関する事
事業所連携 及び産業保全 対策部	都市産業部 農業委員会事 務局	農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 5. り災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事 16. 避難所の開設及び運営管理に関する事
災害復旧事業 対策部	都市産業部 建 設 部	都市整備課 道路課	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修 理計画に関する事 8. 阻害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納 対策部	会 計 課	会 計 課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、 上下水道応急 復旧対策部	建 設 部	水 道 課 下水道課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に關 する事 6. 下水道の災害調査及び復旧に関する事
消火・救助救急 対策部	消 防 本 部	消防総務課 警 防 課 予 防 課 西 消 防 署 東 消 防 署 各 消 防 団	1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市 長 公 室	政策経営課 情報広報課 <u>地域未来投資推進 課</u>	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編 風水害対策第2章 災害応急対策計画第1節 組織計画 (P2-46)

4. その他

- 各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- 対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	千代田庁舎	政策経営課長	<u>地域未来投資推進課長</u> (部外組織含む)
	霞ヶ浦庁舎	情報広報課長	
総務部	総務課長		検査管財課長、税務課長、納税課長
市民部	千代田庁舎	市民課長	国保年金課長
	霞ヶ浦庁舎	市民協働課長	生活環境課長
保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課長		介護長寿課長、健康づくり増進課長、子ども家庭課長
都市産業部	都市整備課長		農林水産課長、観光商工課長
建設部	道路課長		下水道課長、水道課長
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、スポーツ振興課長
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
監査委員事務局	監査委員事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、予防課長、署長

- 本部長が配備の特例としては、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができる。
- また、各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- 本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編 風水害対策第2章 災害応急対策計画第2節 動員計画 (P2-47)

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課

1. 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合は、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。

そのため災害発生のおそれがある場合は、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課	
警戒体制 (第1)	①大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき <u>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」のとき</u> ③その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課 ・情報広報課 ・道路及び施設管理の担当課 ・避難所開設運営の担当課 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制 (第2)	①大雨（大雪）、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。または、局地的災害は発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき <u>②土砂災害警戒情報があつたとき</u> <u>③土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」のとき</u> ④その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・全課の管理職を配備 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	災害警戒本部を設置
非常体制	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき。又は、市長が必要と認めたとき。	・全職員を配備	災害対策本部を設置

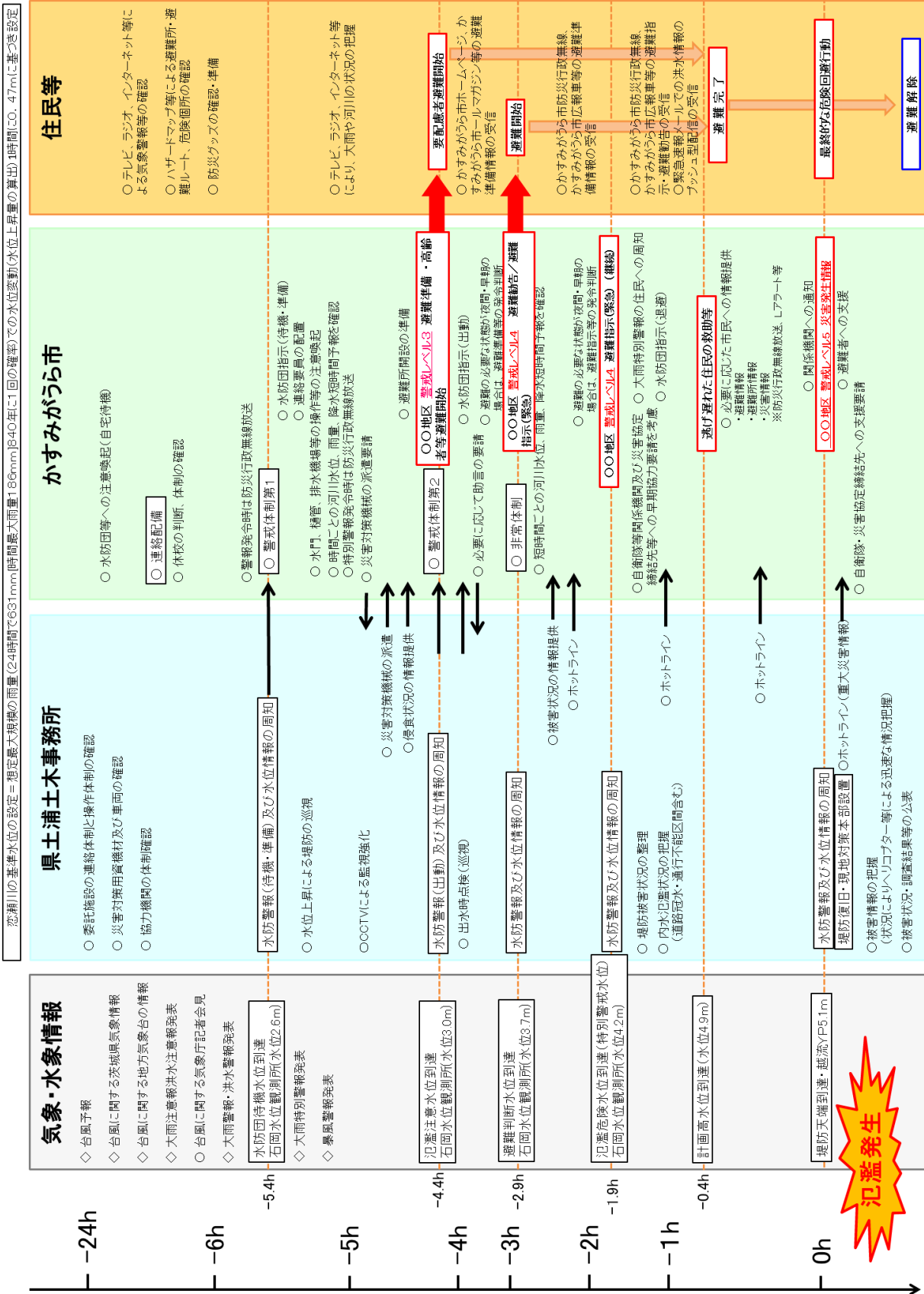
2) 配備体制の決定

市長は総務部長の状況報告に基づき体制を決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編 風水害対策第2章 災害応急対策計画第8節 水防計画 (P2-66)

恋瀬川の洪水対策タイムライン(防災行動計画)



「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編風水害対策第2章災害応急対策計画第1節避難計画（P2-72、2-73）

3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準

市において、避難の準備、勧告又は指示を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などを指標として判断する。

なお、判断に当たっては、上流域の雨量水位の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

1) 判断の目安

(1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準 (避難行動要支援者)	①大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき。 ②河川がはん濫注意水位（霞ヶ浦：2.1m、恋瀬川：3.0m）到達、または、はん濫注意水位到達を予測できる場合。 ③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」の場合。 ④その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
--	---

(2) 【警戒レベル4】避難勧告

【警戒レベル4】 避難勧告の発令基準	①気象台から記録的短時間大雨情報（茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上）があったとき。 ②土砂災害警戒情報があったとき。 ③土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」の場合。 ④河川が避難判断水位（霞ヶ浦：2.5m、恋瀬川：3.7m）到達、または、避難判断水位到達を予測できる場合。 ⑤時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき。 ⑥その他他人命保護上、避難の勧告を要すると認められるとき。
--------------------------------------	--

(3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）

【警戒レベル4】 避難指示（緊急）の発令基準	①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ②河川がはん濫危険水位（霞ヶ浦：2.6m、恋瀬川：4.2m）到達、または、はん濫危険水位到達を予測できる場合。 ③土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」の場合。 ④その他緊急に避難する必要があると認められるとき。
--	--

(4) 【警戒レベル5】災害発生情報

【警戒レベル5】 災害発生情報の発令基準	①決壊や越流等、災害が発生した場合。 ②土砂災害が発生した場合。
--	--

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2編風水害対策第2章災害応急対策計画第1節避難計画 (P2-77)

《指定避難所兼指定緊急避難場所》 風水害及び震災等を対象とする。

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	<u>338</u>
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	<u>621</u>	<u>310</u>
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	<u>1200</u>	<u>600</u>
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	<u>407</u>	<u>203</u>
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	<u>609</u>	<u>304</u>
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	<u>898</u>	<u>449</u>
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	<u>717</u>	<u>358</u>
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	<u>672</u>	<u>336</u>
9	旧下大津小学校	加茂 4469	—	<u>401</u>	<u>200</u>
10	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	<u>529</u>	<u>264</u>
11	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	<u>1,430</u>	<u>715</u>
12	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	<u>405</u>	<u>202</u>
13	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	<u>408</u>	<u>204</u>
14	旧安飾小学校	安食 2235	—	<u>408</u>	<u>204</u>
15	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-896-1213	<u>1,026</u>	<u>513</u>
16	旧志土庫小学校	穴倉 1594	—	<u>406</u>	<u>203</u>
17	旧穴倉小学校	穴倉 5462	—	<u>401</u>	<u>200</u>
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	<u>1,015</u>	<u>507</u>
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	<u>1,100</u>	<u>550</u>
20	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	<u>264</u>	<u>132</u>
21	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	<u>530</u>	<u>265</u>
22	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
23	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
計		23 施設		<u>15,617</u>	<u>7,803</u>

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2㎡として算出している。

※指定避難所に指定する旧小学校施設については、今後の市の活用計画に応じて、指定を継続すべきか検討する。

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂 924-3	029-896-0012	50

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	137
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	穴倉 5696-3	029-833-0298	20

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第3編震災対策第2章震災応急対策計画第2節動員計画（P3-28）

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室 監査委員事務局	総務課 政策経営課 情報広報課 地域未来投資推進課 監査委員事務局	1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康づくり増進課	1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	市民部	生活環境課	1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 政策経営課 (部外組織含む)	1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること（義援物資を含む） 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	総務部 市民部	税務課 納税課 国保年金課 市民課 市民協働課	1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 要配慮者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 8. 死体の搜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 9. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 10. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 11. 救助物資資材等の輸送に関すること 12. り災者の医薬救護に関すること 13. 災害ボランティアに関すること 14. 避難所の開設及び運営管理に関すること

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第3編震災対策第2章震災応急対策計画第2節動員計画 (P3-29)

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び 災害時教育 対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関する事
事業所連携 及び産業保全 対策部	都市産業部 農業委員会事 務局	農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 5. 被災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事 16. 避難所の開設及び運営管理に関する事
災害復旧事業 対策部	都市産業部 建設部	都市整備課 道路課	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 8. 障害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納 対策部	会計課	会計課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、 上下水道応急 復旧対策部	建設部	水道課 下水道課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関する事 6. 下水道の災害調査及び復旧に関する事
消火・救助救急 対策部	消防本部	消防総務課 警防課 予防課 西消防署 東消防署 各消防団	1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市長公室	政策経営課 情報広報課 地域未来投資推進課	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第3編震災対策第2章震災応急対策計画第2節動員計画（P3-31）

4. その他

- ・各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	千代田庁舎	政策経営課長	地域未来投資推進課長 (部外組織含む)
	霞ヶ浦庁舎	情報広報課長	
総務部	総務課長		検査管財課長、税務課長、納税課長
市民部	千代田庁舎	市民課長	国保年金課長
	霞ヶ浦庁舎	市民協働課長	生活環境課長
保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課長		介護長寿課長、健康づくり増進課長、子ども家庭課長
都市産業部	都市整備課長		農林水産課長、観光商工課長
建設部	道路課長		下水道課長、水道課長
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、スポーツ振興課長
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
監査委員事務局	監査委員事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、予防課長、署長

- ・本部長が配備の特例としては、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができる。
- ・また、各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第3編震災対策第2章震災応急対策計画第5節被害軽減対策 (P3-46)

《指定避難所兼指定緊急避難場所》 風水害及び震災等を対象とする。

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	<u>338</u>
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	<u>621</u>	<u>310</u>
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	<u>1200</u>	<u>600</u>
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	<u>407</u>	<u>203</u>
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	<u>609</u>	<u>304</u>
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	<u>898</u>	<u>449</u>
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	<u>717</u>	<u>358</u>
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	<u>672</u>	<u>336</u>
9	旧下大津小学校	加茂 4469	—	<u>401</u>	<u>200</u>
10	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	<u>529</u>	<u>264</u>
11	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	<u>1,430</u>	<u>715</u>
12	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	<u>405</u>	<u>202</u>
13	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	<u>408</u>	<u>204</u>
14	旧安飾小学校	安食 2235	—	<u>408</u>	<u>204</u>
15	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-896-1213	<u>1,026</u>	<u>513</u>
16	旧志土庫小学校	穴倉 1594	—	<u>406</u>	<u>203</u>
17	旧穴倉小学校	穴倉 5462	—	<u>401</u>	<u>200</u>
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	<u>1,015</u>	<u>507</u>
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	<u>1,100</u>	<u>550</u>
20	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	<u>264</u>	<u>132</u>
21	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	<u>530</u>	<u>265</u>
22	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
23	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
計		23 施設		<u>15,617</u>	<u>7,803</u>

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2m²として算出している。

※指定避難所に指定する旧小学校施設については、今後の市の活用計画に応じて、指定を継続すべきか検討する。

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂 924-3	029-896-0012	50

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	137
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	穴倉 5696-3	029-833-0298	20

避難発令基準等の比較

- 避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。
- 避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促す。
- 避難指示(緊急)は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等も警戒レベル4として発令し、全員避難を促す。
- 災害発生情報は、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で警戒レベル5として発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。

現行

警戒レベル導入後

現行の避難情報の発令	警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等 (市町村が発令)	防災気象情報・水位情報等 (気象庁、国土交通省、都道府県)
避難指示(緊急) 災害が発生している、 もしくは発生するおそれが極めて高い状況において発令	(洪水・土砂災害) 警戒レベル5	既に災害が発生しており、 命を守るための最善の行動	行動を促す情報 災害発生情報 (出来る範囲で発表)	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (市町村の避難勧告等の発令に資する情報)
避難勧告 避難に要する時間を考慮して発令	(洪水・土砂災害) 警戒レベル4	・直ちに命を守る行動 (事態が切迫している場合等) ・速やかに立退き避難等	・避難指示(緊急) ・避難勧告	指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報、危険度分布等 ※住民の自発的な避難に資する情報を公表 ※気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供
避難準備・高齢者等避難開始 高齢者等の要配慮者の避難に要する時間を考慮して発令	(洪水・土砂災害) 警戒レベル3	高齢者等は立退き避難 その他の者は立退き避難準備等	・避難準備・ 高齢者等避難開始	
	(洪水・土砂災害) 警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の把握手段の確認、注意等		洪水注意報 大雨注意報等
	(洪水・土砂災害) 警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意等		早期注意情報

避難勧告等の発令に係る基本的考え方

茨城県防災・危機管理部
防災・危機管理課

1 発令基準の明確化（空振りを恐れない躊躇なき発令）

発令基準の設定に当たっては、いざという時に市町村長が躊躇なく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）を発令できるよう、気象、河川、土壌の状況について、できるだけ具体的な数値、危険度分布を用いることとし、実際の水位等の数値が基準に到達した場合又は危険度分布に「非常に危険」等が出現した場合は、速やかに避難勧告等を発令すること。

また、発令基準には、国ガイドラインで示された5段階の警戒レベルを発令時に必ず伝達するよう明記しておくこと。

【参考】国ガイドラインでの例

次の場合には避難勧告を発令するものとする。

- ・ 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合
- ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合

2 早期の発令（避難時間等の確保を考慮した発令）

住民の安全な避難を可能とするため、次に示す場合には、避難勧告等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保すること。

（1）夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合

台風の接近等に伴う大雨や暴風、高潮により、避難行動が困難になることが予想される場合には、早期に避難勧告等を発令すること。

特に、夜間から翌朝までに強い降雨を伴う台風等が接近、通過することが予想される場合は、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告を昼間の時間帯に発令すること。

（2）河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合

当該市町村内の河川の水位だけでなく、上流部における水位を確認することは、河川の氾濫を予測する上で大変重要であり、氾濫危険水位に到達する前であっても、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、上流における水位の急激な上昇が見込まれる場合には、早期に避難勧告等を発令すること。

【参考】国ガイドラインの例

次の場合には避難勧告を発令するものとする。

A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

（３）線状降水帯など異常な降水が予想される場合

線状降水帯は、同じ場所で積乱雲が次々と発生して帯状に連なり、数時間にわたり同じ場所に停滞し、大雨をもたらす現象であり、甚大な災害を引き起こす可能性がある。

線状降水帯が発生する可能性がある場合には、気象台が発表する気象情報に最大限の注意を払い、早期に避難勧告等が発令できるよう準備すること。

３ 住民の早期行動の促進（住民の適切な行動を促す避難情報の提供）

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、国ガイドラインにおける５段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知すること。

特に、避難に時間のかかる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）とその支援者には、警戒レベル２の段階から避難の準備を開始するよう促すこと。

【参考】

警戒レベル２（避難に備え自らの避難行動を確認する）の段階で、警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）に備えるよう住民に周知する。